

中野区業務委託の提案制度における採用・不採用業務の決定について

令和4年度（2022年度）に委託業務として実施する業務を次のとおり決定した。

1. 目的・内容等

中野区区民公益活動の推進に関する条例第8条第2項の規定に基づき、区民公益活動の特長を生かした参入機会を提供するため、区民公益活動団体に対する委託業務の提案を公募し、採用した業務について提案した区民公益活動団体に委託して実施する。

2. 募集状況等

(1) 3つの支援制度（政策助成、基金助成、業務委託の提案制度）相談月間の開催

○期間：令和3年3月1日～31日

○会場・実施方法：来所またはオンライン（事前予約制）

○参加人数：業務委託の提案制度についての相談 2団体

(2) 募集期間 令和3年5月24日～6月4日

(3) モデル事業の提示

令和3年度は提案業務は提示なし。

※区民団体への業務委託を促進するため、委託になじむ事業業務の例を区が「モデル事業」として提示し、団体から具体的な事業の提案を求めることができるとしている。

(4) 応募業務数 2業務（ただし、1業務は辞退）

3. 審査の基準及び手続き

(1) 審査基準

審査区分	審査項目
委託の可能性	① 区が直接行わなければならない業務（規則・指導等）ではない ② 区の政策目的と整合している ③ 業務の実施が関係法令に照らして問題がない ④ 提案の内容が具体的である ⑤ 区との役割分担により実施が可能である ⑥ 先駆性、創造性、専門性、地域性等提案する団体の特性を生かした業務である ⑦ その他支障となる特別な理由がない

委託の効果	① 区民の公益活動を推進し、区民生活の豊かさの向上に貢献する業務である ② 費用対効果が適切である ③ 区民ニーズの高い業務である
団体の業務遂行能力	① 提案業務と同様の趣旨の活動の実績がある ② 業務に必要な人材等の配置が可能である ③ 財務状況が適切である ④ 業務の実施に資格、許可等が必要な場合は、当該団体がそれらを有している ⑤ 過去の区との契約において、不完全履行など、契約の履行にかかわる問題が生じていない ⑥ 現在区から指名停止を受けていない

(2) 審査手続き

提案業務の所管課が提案団体に対してヒアリングを実施し、この結果を踏まえ、令和3年10月26日に開催した中野区区民公益活動推進協議会において提案業務の採用の可否及び付与する意見を答申としてとりまとめた。

4. 提案業務の内容及び採用の可否等

(1) 不採用とした業務

	団体名／業務名／ 提案団体の見積額	内 容	答申を踏まえた不採用の主な理由
1	特定非営利活動法人 中野・環境市民の会 中野ゼロカーボン市 民会議 2,574,000 円	ゼロカーボンシティをめざし、無作為に抽出した3000人の区民から多様性を確保して選出した約30人で構成する「中野ゼロカーボン市民会議」を設置し、6回のワークショップを実施して報告書をまとめ、区長との意見交換会を実施する。報告書のとりまとめから6か月後と1年後に市民会議参加者に対してアンケート調査を行い、行動変容の結果や区民への波及効果を測定する。	中野区がゼロカーボンシティ宣言を行い、機運を醸成し、広く区民や事業者の理解を得ながら取組を進めるにあたって、提案された討論型の世論調査の手法は導入による効果が期待できるものと考えられる。しかし、今回の提案内容については費用対効果や区民への波及効果などの面で課題があり、区の委託業務とすることは難しい。

5. 今後の予定

令和4年(2022年)1月

採用及び不採用業務の公表